

AX-12、BX-12

民 法

Aは、絵画甲（時価500万円）以外にめぼしい財産を有していなかった。Aは、令和4年4月、兄Bとの間で、AがBに対して甲を代金100万円で売却する旨の契約を締結し、同月、甲をBに引き渡した。この売買は、Aの債権者からの強制執行を免れるために、AとBが示し合わせて行ったものである。Bはまだ代金をAに支払っておらず、AがBに対して代金の支払を求めたこともない。

CとDは、現時点（令和5年6月）におけるAの債権者である。Cは、令和3年12月、Aに対し、弁済期を令和5年12月と定めて300万円を貸し付けた（以下、この貸付けに係る債権を「乙債権」という。）。また、Dは、令和4年7月、Aに対し、弁済期を令和5年1月と定めて200万円を貸し付けたが、Aは、Dに対し、この貸付けに係る債務の弁済をしていない（以下、この貸付けに係る債権を「丙債権」という。）。

以上の事実を前提として、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 Cは、乙債権を保全するため、どのような根拠に基づいて、どのような法的主張をBに対してすることができるか。
- 2 Dは、丙債権を保全するため、どのような根拠に基づいて、どのような法的主張をBに対してすることができるか。

(100点)

A X - 1 2、B X - 1 2

刑 法

甲は、A社が経営するラーメン屋B店の店長として雇用され、同店の管理全般を任されていた。B店店舗は、A社が所有する1軒の独立した建物であり、住居として使用されている部分はない。甲は、冬のある日の朝、開店前のB店店舗内で仕込みを一人であるために、床のすぐ上に置かれているガスコンロに点火して鍋をかけていたところ、不意に睡魔に襲われて寝込んでしまった。しばらくして、甲は、異臭で目を覚ましたところ、鍋が空焚き状態となり、ガスコンロに接したB店店舗の木製の壁に引火しそうになっていることに気づいた。その時点では、ただちにガスコンロの火を消して、備え付けの消火器を吹きかければ容易に消火できる状態であったが、甲は、日頃から、B店の営業成績が赤字続きであったことをA社社長から再三にわたり叱責されていた上、このような不手際が社長に発覚すれば、自己の立場が危うくなることを恐れ、いっそのことB店店舗が全焼してしまえば、自己の不手際も発覚せず、自己の管理責任も問われないで済むととっさに思い、ガスコンロを放置してB店店舗から立ち去ったため、B店店舗は全焼した。

甲の罪責について論ぜよ。

(100点)